

1. (カードの利用)

当組合と締結したカードローン契約（当座貸越契約）にもとづくカードローン・カード（以下「カード」といいます。）は、当組合の現金自動機（以下「自動機」といいます。）を使用して、カードローン取引の当座貸越金を借入れる場合（以下、当座貸越金の借入を単に「出金」といいます。）およびカードローン取引の当座貸越金を返済する場合（以下、当座貸越金の返済を単に「入金」といいます。）に利用することができます。

2. (自動機による出金)

(1) 自動機を使用して出金を行うときは、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をボタンにより操作してください。

(2) 自動機による出金は、預金機の機種により当組合所定の金額単位とし、1回あたりの出金金額および1日あたりの出金の限度額は、当組合が定めた範囲内とします。

3. (自動機による入金)

(1) 自動機を使用して入金を行うときは、自動機にカードと現金を挿入し操作してください。

(2) 自動機による入金は、預金機の機種により当組合所定の種類の紙幣とし、1回あたりの入金金額は、当組合が定めた枚数による金額の範囲内とします。

(3) 自動機に挿入された現金の合計額がこの口座の当座貸越残高より多いときは、入金を行いません。

4. (自動機故障時の取扱い)

(1) 停電、故障等により自動機による出金ができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合が定めた金額を限度として、当組合取扱店の窓口でカードにより出金することができます。

(2) 停電、故障等により自動機による入金ができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合取扱店の窓口でカードにより入金してください。

(3) 前2項により出金または入金を行う場合は、当組合所定のカードローン申込票（以下申込票といいます。）または入金票に所定事項を記入のうえ、カードとともに提出してください。

5. (カード・暗証の管理等)

(1) 当組合は、支払機の操作の際に使用されたカードが当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ出金を行います。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる出金停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合は、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

6. (偽造カード等による出金等)

偽造または変造カードによる出金については、本人の故意による場合または当該出金について当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

7. (盗難カードによる出金等)

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該出金にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること。
 - ② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該出金が本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた出金にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
- ただし、当該出金が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C. 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合
8. (カード紛失、届出事項の変更等)
- カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。
9. (自動機の操作)
- 自動機の使用は所定の方法に従い正しく操作してください。自動機の使用に際し、金額、口座番号の誤操作により発生した損害については、当組合は一切責任を負いません。
10. (解約等)
- (1) 当該カードローン契約を解約する場合は、カードをこの口座開設店に返却してください。
 - (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合当組合からの請求がありしだい直ちにカードをこの口座開設店に返却してください。
11. (譲渡、質入れ等の禁止)
- カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。
12. (カードの有効期限)
- カードの有効期限は、当該カードローン契約規定に定める貸越取引期限とします。なお、当該カードローン契約の貸越取引期限を延長したときは、カードの有効期限を自動的に延長します。

13. (規定の準用)

この規定に定めない事項については、当該カードローン契約規定に従って取扱うものとします。

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日改定)